

令和5年8月議会定例会提出議案の概要

| 議案番号 | 件名 | 主な内容 |
|------|--|--|
| 12 | 専決処分について 専決第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の一部改正について | 令和5年2月定例会において上程した「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」の一部に不足があったため、所要の改正を行ったもの |
| 13 | 専決処分について 専決第2号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について | 療養給付費及び高額療養費に不足が見込まれたため、所要の経費について補正予算を専決処分したもの 【補正前】 276,074,522 千円 【補正額】 1,922,530 千円 【補正後】 277,997,052 千円 |
| 14 | 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について | 【歳入決算額】 1,094,863,798 円 【歳出決算額】 1,055,858,009 円 【歳入歳出差引額】 39,005,789 円 |
| 15 | 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | 【歳入決算額】 279,741,309,681 円 【歳出決算額】 276,725,414,370 円 【歳入歳出差引額】 3,015,895,311 円 |
| 16 | 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について | 医療財政調整基金への積立金及び令和4年度各種負担金等の精算にかかる経費を補正するもの 【補正前】 279,549,718 千円 【補正額】 3,524,834 千円 【補正後】 283,074,552 千円 |
| 17 | 監査委員の選任について | 監査委員1名の選任 |

議案第 1 2 号関係

専決処分について

専決第 1 号

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の
一部改正について

議案第 1 2 号関係資料

議案第 1 2 号 専決処分について

専決第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

改正後の「個人情報の保護に関する法律」の規定と整合させるため、所要の改正を行ったもの

2 条例改正の概要

「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」及び「個人情報の保護に関する法律」の不開示情報との整合を図るため、所要の改正を行ったもの

- ・当該個人が公務員等であった場合の公務員等の「氏名」を削除

3 専決処分とした理由

令和 5 年 2 月定例会において可決後に、上程した改正文に不足があったことから、令和 5 年 4 月 1 日の施行期日までに所要の措置を講ずる必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため

以上の理由により令和 5 年 2 月 2 7 日付けで専決処分を行ったもの

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例 令和5年2月14日 条例第2号</p> <p>第7条第2号中「含む。」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加え、同号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、「<u>氏名</u>」を削り、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を同号キとし、同号イからエまでを同号エからカまでとし、同号ア中「又は試験に係る」を「試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。</p> <p>ア 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p> <p>イ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ</p> <p>第7条第6号を同条第5号とする。</p> | <p>新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例 令和5年2月14日 条例第2号</p> <p>第7条第2号中「含む。」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加え、同号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、<u> </u>同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を同号キとし、同号イからエまでを同号エからカまでとし、同号ア中「又は試験に係る」を「試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。</p> <p>ア 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p> <p>イ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ</p> <p>第7条第6号を同条第5号とする。</p> |

議案第 13 号関係

専決処分について

専決第 2 号

令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 3 号）について

議案第 13 号関係資料

議案第 13 号 専決処分について

専決第 2 号 令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計補正予算（第 3 号）について

【補正額】 1,922,530千円 追加

【補正理由】療養給付費等の不足に係る経費を補正するもの

【歳入】

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 説明 |
|--------------------|-------------|-----------|-------------|---|
| 市町村支出金 | 47,888,507 | 160,210 | 48,048,717 | 療養給付費負担金（現年度分） 160,210 |
| 国庫支出金 | 90,281,450 | 640,842 | 90,922,292 | 療養給付費負担金（現年度分） 480,632 普通調整交付金 160,210 |
| 県支出金 | 22,438,426 | 160,210 | 22,598,636 | 療養給付費負担金（現年度分） 160,210 |
| 支払基金交付金 | 105,131,605 | 769,016 | 105,900,621 | 後期高齢者交付金 769,016 |
| 繰入金 | 2,800,919 | 192,252 | 2,993,171 | 医療財政調整基金繰入金 192,252 |
| 補正されなかった 款にかかる額 | 7,533,615 | 0 | 7,533,615 | |
| 歳入合計 | 276,074,522 | 1,922,530 | 277,997,052 | |

【歳出】

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 説明 |
|--------------------|-------------|-----------|-------------|---------------------------------|
| 保険給付費 | 266,250,366 | 1,922,530 | 268,172,896 | 療養給付費 1,882,858 高額療養費 39,672 |
| 補正されなかった 款にかかる額 | 9,824,156 | 0 | 9,824,156 | |
| 歳出合計 | 276,074,522 | 1,922,530 | 277,997,052 | |

議案第 14 号関係

令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 1 4 号関係資料

議案第 1 4 号 令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計
歳入歳出決算認定について

【決算概要】

(単位：円、%)

| 区 分 | 令和 4 年度 | 令和 3 年度 | 増減額 | 増減率 |
|---------|---------------|---------------|-------------|-------|
| 歳入決算額 | 1,094,863,798 | 1,041,431,605 | 53,432,193 | 5.1 |
| 歳出決算額 | 1,055,858,009 | 975,666,041 | 80,191,968 | 8.2 |
| 歳入歳出差引額 | 39,005,789 | 65,765,564 | △26,759,775 | △40.7 |

【歳入歳出差引額】 39,005,789 円

令和 5 年度に繰り越し共通経費負担金の減額や国庫補助金等の返還などにより精算します。

【主な歳入】(決算書 10 頁から 11 頁)

- 分担金及び負担金 1,028,324,000円
後期高齢者医療制度の運営に要する事務的経費に対する共通経費負担金
- 国庫支出金 441,000円
「意見を聞く場」の設置等に対する特別調整交付金
- 諸収入 333,234円
預金利子ほか

【主な歳出】(決算書 12 頁から 15 頁)

- 総務費 1,054,814,846 円
 - ・ 特別会計事務費繰出金 972,891,580 円
 - ・ 派遣職員人件費等負担金 60,579,997 円
 ほか

議案第 15 号関係

令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定について

議案第 15 号関係資料

議案第 15 号 令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

【決算概要】

(単位：円、%)

| 区 分 | 令和 4 年度 | 令和 3 年度 | 増減額 | 増減率 |
|---------|-----------------|-----------------|----------------|-------|
| 歳入決算額 | 279,741,309,681 | 278,969,652,769 | 771,656,912 | 0.3 |
| 歳出決算額 | 276,725,414,370 | 271,869,083,165 | 4,856,331,205 | 1.8 |
| 歳入歳出差引額 | 3,015,895,311 | 7,100,569,604 | △4,084,674,293 | △57.5 |

【歳入歳出差引額】 3,015,895,311 円

令和 5 年度に繰り越して市町村・国・県負担金等の返還により精算します。

【主な歳入】 (決算書 22 頁から 29 頁)

- 市町村支出金 (保険料等分・療養給付分) 47,668,308,871 円
- 国庫支出金 93,390,956,217 円
- 県支出金 23,085,956,904 円
- 支払基金交付金 106,738,708,000 円
- 繰入金 1,372,891,580 円
 - ・ 一般会計繰入金 (特別会計事務費分) 972,891,580 円
 - ・ 基金繰入金 (医療財政調整基金繰入金) 400,000,000 円
- 繰越金 7,100,569,604 円

【主な歳出】 (決算書 30 頁から 41 頁)

- 総務費 2,343,774,032 円

| |
|---------------------------------|
| ○業務一般管理事務費 105,900,463 円 |
| ・派遣職員人件費等負担金 105,398,642 円 |
| ほか |
| ○医療給付経費 635,669,938 円 |
| ・被保険者証等作成封入封緘業務委託料 25,166,427 円 |
| ・レセプト 2 次点検業務委託料 69,056,052 円 |
| ・審査支払電算処理業務委託料 210,612,180 円 |
| ほか |
| ○保険料賦課経費 1,205,740 円 |
| ・被扶養者情報提供料 1,205,740 円 |

| |
|---|
| ○電算システム経費 383,581,692 円 <ul style="list-style-type: none"> ・稼動維持支援等業務委託料 86,826,960 円 ・電算システム賃借料 185,867,816 円 ほか |
| ○医療財政調整基金経費 1,206,221,366 円 <ul style="list-style-type: none"> ・医療財政調整基金積立金 1,206,132,871 円 ・医療財政調整基金積立金（利子分） 88,495 円 |
| ○医療費適正化推進事業経費 11,194,833 円 <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品差額通知郵送料 4,918,560 円 ・ジェネリック医薬品差額通知業務委託料 3,541,756 円 ほか |

○ 保険給付費 (単位：円、%)

| 区 分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増減額 | 増減率 |
|---------|-----------------|-----------------|---------------|------|
| 療養給付費 | 247,824,011,633 | 240,901,962,757 | 6,922,048,876 | 2.9 |
| その他療養諸費 | 6,520,256,845 | 6,249,297,548 | 270,959,297 | 4.3 |
| 審査支払手数料 | 580,720,525 | 567,420,920 | 13,299,605 | 2.3 |
| 高額療養諸費 | 11,171,536,960 | 9,476,379,128 | 1,695,157,832 | 17.9 |
| 葬祭費 | 1,287,350,000 | 1,204,550,000 | 82,800,000 | 6.9 |
| 傷病手当金 | 544,084 | - | 544,084 | - |
| 合 計 | 267,384,420,047 | 258,399,610,353 | 8,984,809,694 | 3.5 |

○ 県財政安定化基金拠出金 101,469,883 円

○ 保健事業費 843,743,636 円

- ・ 健康診査業務委託料 547,601,535 円

(単位：人、%)

| 令和4年度 | | | | |
|------------|-------------|-----------|-----------|------------------|
| 被保険者数 A | 除外対象者数 B | 計画人数 C | 受診者数 D | 受診率 (D/(A-B)) |
| 374,784 | 32,647 | 93,957 | 87,295 | 25.5 |

※被保険者数は当該年度の4月1日における被保険者数です。

※受診者数は過年度受診者の請求遅れ分も含みます。

- ・ 歯科健診業務委託料 29,830,800 円
- ・ 低栄養・重症化予防等業務委託料 13,035,539 円
- ・ 一体的実施委託料 190,895,158 円
- ・ 後期高齢者医療特別対策補助金 45,142,563 円
ほか

議案第 14、15 号関係資料

【財産の状況】 R5. 3. 31 現在 (決算書 43 頁)

○ 物品

・ サーバー等機器 1 式

マイナンバー導入を契機に、セキュリティ対策強化のために平成 29 年度に取得した「二要素認証システム」に係るサーバー等機器です。

○ 基金

・ 後期高齢者医療財政調整基金 6,048,059,166 円

これまでの後期高齢者医療特別会計の実質的な剰余金を基金に積み立ててきたものです。

議案第 16 号関係

令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号) について

議案第16号関係資料

議案第16号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

【補正額】 3,524,834千円 追加

【補正理由】 医療財政調整基金への積立金及び令和4年度各種負担金等の精算に係る経費を補正するもの

【歳入】

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 説明 | |
|--------------------|-------------|-----------|-------------|-------------------------------|-----------|
| 市町村支出金 | 49,580,008 | 398,124 | 49,978,132 | 療養給付費負担金 過年度分 (令和4年度実績精算分) | 398,124 |
| 国庫支出金 | 93,948,569 | 55,408 | 94,003,977 | 高額医療費負担金 過年度分 (令和4年度実績精算分) | 55,408 |
| 県支出金 | 23,378,906 | 55,408 | 23,434,314 | 高額医療費負担金 過年度分 (令和4年度実績精算分) | 55,408 |
| 繰越金 | 1 | 3,015,894 | 3,015,895 | 前年度繰越金 | 3,015,894 |
| 補正されなかった款 にかかる額 | 112,642,234 | 0 | 112,642,234 | | |
| 歳入合計 | 279,549,718 | 3,524,834 | 283,074,552 | | |

【歳出】

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 説明 | |
|--------------------|-------------|-----------|-------------|--------------------------|-----------|
| 総務費 | 1,634,087 | 567,785 | 2,201,872 | 医療財政調整基金経費 | 567,785 |
| | | | | ・医療財政調整基金積立金 | 567,785 |
| 諸支出金 | 35,302 | 2,957,049 | 2,992,351 | 償還金（令和4年度実績精算分） | |
| | | | | 市町村負担金返還金 | 90,945 |
| | | | | 国庫負担金返還金 | 1,506,755 |
| | | | | ・療養給付費負担金 | 1,506,755 |
| | | | | 県負担金返還金 | 502,252 |
| | | | | ・療養給付費負担金 | 502,252 |
| | | | | 国庫補助金返還金 | 60,074 |
| | | | | ・特別調整交付金 | 58,434 |
| | | | | ・社会保障・税番号システム 整備費等補助金 | 1,640 |
| | | | | 支払基金交付金返還金 | 797,023 |
| 補正されなかった款 にかかる額 | 277,880,329 | 0 | 277,880,329 | | |
| 歳出合計 | 279,549,718 | 3,524,834 | 283,074,552 | | |

議案第 17 号関係

監査委員の選任について

議案第 17号関係資料

議案第 17号 監査委員の選任について

1 選任方法

監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

（新潟県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項）

| 選任区分 | 所 属 | 氏 名 |
|---------|---------------|------|
| 識見を有する者 | 関東信越税理士会 新潟支部 | 小柴昭彦 |

2 任期

監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員の中から選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（新潟県後期高齢者医療広域連合規約第16条第3項）

3 現在の選任状況

| 選任区分 | 氏 名 | 任期 |
|---------|------|----------------------------|
| 識見を有する者 | 小柴昭彦 | 令和元年8月31日から 令和5年8月30日まで |
| 議会選出 | 田中立一 | 令和3年8月31日から 令和7年4月23日まで |